平成２９年（フ）第５４０号
北九州市八幡東区大谷１丁目３番10―202号
債務者　上野淑貞こと　簡　　淑貞
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５５３号
北九州市八幡西区八千代町４番13号
債務者　岩辻　順子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５６０号
北九州市八幡西区青山１丁目５番23号
債務者　本多　貞夫
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２号
埼玉県秩父市上宮地町23―５コーポすずらん１号、住民票上の住所埼玉県秩父市中村町１丁目３番４号
債務者　久保田麻衣子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
相模原市中央区淵野辺４丁目１番４号　シャンボーレ渕野辺305
債務者　有馬　眞弓
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３５３号
相模原市中央区上溝2469番地１　Ｍ＆Ｍフォレスト２―201
債務者　大久保純之介
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６８号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目65番１Ｗ―101号　フレアひばりが丘
債務者　有野　高広
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６９号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目65番１Ｗ―101号　フレアひばりが丘
債務者　有野　瑞恵
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１８５号
さいたま市見沼区大字蓮沼264番地１　メゾンタジマ306
債務者　熊谷　利行
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９０号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１―１―405
債務者　加藤　直美（旧姓三箇島）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２０号
さいたま市西区中野林650―１　特別養護老人ホーム中野林ゆめの園、住民票上の住所さいたま市桜区大字下大久保1166番地　ヴィアソーレⅢ―201号
債務者　坂口　雄作
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５２８号
埼玉県三郷市早稲田２丁目14番地２　三郷ＦＬＡＴＳ206、旧住所埼玉県三郷市早稲田７丁目12番地20　グリーンパーク早稲田Ⅳ―301号
債務者　井上　雄二
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５３４号
埼玉県越谷市東大沢３丁目６番地５　県営越谷鷺高団地２―105
債務者　田口　祥子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３６号
静岡県裾野市石脇141番地の１
債務者　小川　三代
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３３９号
静岡県沼津市大岡2241番地の２　エルディム高橋203
債務者　三科　純一
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４０４号
大阪府阪南市石田600番地の６―24棟401号
債務者　渡邊　新介
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
大阪府泉佐野市中町１丁目４番21―202号
債務者　西本　珠央
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係